

## 埼玉県ひきこもり支援連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 本県におけるひきこもり対策を推進するため、ひきこもり当事者や家族を支援する民間団体及び関係行政機関等によるひきこもり支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 支援連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) ひきこもり当事者及び家族を支援する民間団体に所属する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前号に掲げるもののほか、議長が適当と認める者

### (協議事項)

第3条 支援連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) ひきこもり関係機関の連携及び協力に関すること。
- (2) ひきこもり情報の共有に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

### (会議)

第4条 支援連絡会議は、疾病対策課長（以下、「課長」という。）が招集し、課長が指名した者が議長となる。

- 2 会議は、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターと協働で運営することができる。
- 3 課長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

### (庶務)

第5条 支援連絡会議の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援連絡会議の運営について必要な事項は、課長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年12月18日から施行する。

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。